

議案第 22 号

飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例について

飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

不妊治療の保険適用に伴う廃止

## 飛驒市不妊治療費助成金条例を廃止する条例

飛驒市不妊治療費助成金条例（平成16年飛驒市条例第263号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による廃止前の飛驒市不妊治療費助成金条例の規定により交付決定又は交付された助成金の取扱いについては、なお従前の例による。

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例について																								
担当部	市民福祉部																								
提案理由	不妊治療の保険適用に伴う廃止																								
制定改廃の根拠等	市独自の廃止																								
条例の概要	<p>市では、高額な不妊治療を必要とする者の経済的負担を軽減し、少子化対策に寄与することを目的として、本条例により市独自の助成制度を運用してきた。</p> <p>少子化対策は、国としても極めて重要な課題であることから、令和4年4月から不妊治療が保険適用の対象となることを受け、当該助成制度を終了するため、本条例を廃止するもの。</p>																								
市民への影響等	<p>本条例による助成制度では、上限額設定はあるものの概ね治療費の全額を助成していたため、保険適用となる場合は個人負担が増加する見込みである。このため、保険適用のうえで従前制度以上に個人負担額が生じることのないよう新たな助成制度を創設する。</p> <p>(参考数値) 近年の助成実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特定不妊治療</th> <th colspan="2">一般不妊治療</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>33人</td> <td>6,189,830円</td> <td>6人</td> <td>214,014円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>26人</td> <td>4,415,301円</td> <td>9人</td> <td>260,860円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>33人</td> <td>5,597,082円</td> <td>16人</td> <td>531,180円</td> </tr> </tbody> </table>		特定不妊治療		一般不妊治療		人数	金額	人数	金額	令和2年度	33人	6,189,830円	6人	214,014円	令和元年度	26人	4,415,301円	9人	260,860円	平成30年度	33人	5,597,082円	16人	531,180円
	特定不妊治療		一般不妊治療																						
	人数	金額	人数	金額																					
令和2年度	33人	6,189,830円	6人	214,014円																					
令和元年度	26人	4,415,301円	9人	260,860円																					
平成30年度	33人	5,597,082円	16人	531,180円																					
施行日	令和4年4月1日																								
備考																									